

第4回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年11月11日（火） 18時25分～22時24分

会場：川口市役所 第2庁舎地階 第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■25条

- ・審議会は意見聴取目的ではなく、議論し答申を行うために設置されるものである。よって、意見聴取に関しては審議会よりも懇談会を規定するほうが適切である。
- ・素案は「必要に応じて」と一括りにしている。しかし、素案16条は計画段階で意見聴取のための諸施策を実施することが強調されているので、その意味合いが薄れる恐れがある。
- ・『重要な事項を定める場合は』必要に応じて」とすればよいのではないか。重要な事項とは具体的にどのようなことをさすのか。逐条解説で「重要な事項」として想定されるもの（例：総合計画策定審議会、環境審議会等）を列挙すればよい。

→「行政運営に重要な事項を決定する場合にあっては」と入れたほうが良いのは確かだ。そのままでは唐突感がある。

→パブリックコメントは市長の要綱で実施している。

→条例案を想定した場合には、「行政運営」とすることはできるか。

→その点を考慮すると「市政運営」とせざるを得ないと考える。ただし、市長から提案することは行政運営に関することであるので、行政運営としてよい。

□検討事項 「必要に応じて」の前に具体的な文言を付すか、「必要に応じて」を別のフレーズで置き換えることとする。

- ・最後の反映先を「市政運営」とすることはできないか。

→整合性を考えると難しい。

- ・市民の意見の聴取は執行部にのみ関わることなのか、議会にも関わることなのか。後者であれば横の連絡を密にする規定が必要ではないか。

→実態ベースでは、アンケート調査や市民意識調査の結果については共有している。

→素案26条では公開について定めているので公開されれば議会も確認できる。

→素案16条及び素案17条は、最初は議会が主語に含まれていなかったが、後ほど議会が主語に追加された。よって、素案24条で議会について規定して、素案25条は行政運営の枠組みの元で整理していると考えられる。

□検討事項 素案17条で素案24条に規定する意見把握（議会）と素案25条に規定する意見把握（行政）が相互に意思疎通を図ることを逐条で解説してはどうか。

■ 26 条

- ・「提出者に伝える」に関しては、考え方と結果を公表すれば当然提出者に伝わるので削った。
 - ・素案 17 条の「努める」は、行政運営に反映することに努めるのか、提出者に結果を伝達することに努めるのか。編集委員会では後者を推す雰囲気があったが、実務上難しいだろう。
 - あいまいなので、文章を前後で切るべきだ。
 - 素案 17 条の「意見提言を尊重し」は素案 25 条に含まれている。「定期的に提出内容を公表し」の提出内容は、何を意味しているのか。
 - 市に対して提出される意見そのものとする。
 - 「行政運営に反映するように努めるものとする」は素案 25 条に含まれている。残りの部分を素案 26 条にどう反映するか。
 - 素案 20 条に「市民に公平かつ誠実に対応しなければならない」とあるので、逐条解説で具体的なケースとして解説すればよいのではないか。
 - 「意見に対する考え方を公表」は「努める」に落ちるが、素案 26 条の最後に含まれる。「定期的に提出内容を公表する」を対応の結果と解釈すると素案 26 条で含まれる。「提出された～～処理経過、処理結果、～～提出者に伝える」は、新 20 条の規定から当然対応されると理解してよいか。
 - 提出者個人という概念が消えるが、そもそも意見提出一つ一つについて対応するのは実務的に可能か疑問だ。
 - 素案 20 条や素案 28 条を絡めながら、素案 26 条について逐条解説で説明する。
 - 素案 17 条は提言や提出された意見とあるが、素案 25 条、素案 26 条は行政による意見聴取が前提となっている。その点意見聴取に市民の自発的な意見提出についてどう扱うか。
 - 今のままでは自発的提案を含んでいない。「聴取したとき又は市民の意見が提出されたとき」とすると良いが。
 - 素案 26 条は「前項の規定により」としなくてもよいのではないか。また、素案 25 条の「市民の意見を聴取し」というのは、「市民の意見を反映し」としたほうが適切だろう。素案 25 条修正案は「・・・市民の意思を把握し、これを行政の運営に反映させなければならない。」である。
 - 「市民の意見を聴取したときは」を「市民の意見が表明されたときには」とすればよいのではないか。
 - 2 通りやり方がある。素案 25 条と素案 26 条の間に素案 25-2 にあたるものを入れて、意見の提出の問題を入れ、誠実に対応して行政運営に反映することを入れる。もう一つの方法は、素案 26 条に「市民の意見が表明されたときは」とすることだ。
 - 市政に反映することは素案 20 条で規定されている。よって、ここでは意見聴取と意見表明を受け付けることに特化してよいのではないか。
- 検討事項 ペンディングとしたい。意見聴取を素案 25-2 のような位置づけで立てる方法と、素案 26 条において、聴取も規定する方法を念頭に、2 案程度叩き台を作りたい。

■ 27 条

- ・「原則市民から公募する。」としてはどうか。
- 「原則」は「可能な限り」としたほうが良い。「原則」はあまり使わない。ただし、素案 23 条で使われている「原則」は仕方がない。
- 「必要に応じて」や「可能な限り」は人によって受け取り方が異なる。すべての附属機関等が公募すると受け取られると厳しいのではないか。
- 審議会等に市民公募を入れるよう努力してほしいということを述べている。ただし、専門的な事項を取り扱う審議会には市民委員が入れない場合がある。
- 原案は「市民委員を入れてほしいが、専門的な審議会には市民委員が入らない場合もある」ということを述べているので、その精神をうまく表現できないか。

□修正事項 「・・・選任するにあたっては、可能な限り市民から公募しなければならない。」とする。

■ 28 条

□委員指摘無し

■ 29 条～30 条

- ・市民の立場からすると、常に見直しされるよりも、安定的な状態であることが望ましい。常に見直しといわずに、適宜見直しとしたほうが良いのではないか。
 - ・まず市民の視点に立つことを文頭に持ってきてメッセージ性を出したほうが良いのではないか。
 - ・適宜見直しと常に見直しというフレーズは差がないのであれば、常に見直しのままでよいのではないか。
 - ・複数の部門間に跨る問題への対応のニュアンスが薄まっている。もう少し強調が必要ではないか。前項を受けて、ということにより薄まると思う。
- たらい回しにされることの原因は何か。大枠の制度設計が問題なのか、各職員の中での役割分担が問題なのか。大枠の制度設計であれば条例や規則で決まっている。権限の配分は決まっている。
- 個々の状況が全て制度設計時の切り分けに当てはまるわけではない。
- たたき台を作った際には、たらい回しは制度設計の問題であると考えたので、このようにした。
- 市民ニーズに対して柔軟に対応するという言葉でも置き換えられる。
- 見方によっては、職員が親切に対応するという話かもしれないが、それであれば総論的なパートに含まれる。

- 話を聞いていると、制度設計の問題とも考えられる。対処できない場合にこうするというを制度設計の中で書いておくということと考える。
- 効率的に執行する。
- 職員が丁寧に業務するという事は、職員の業務負担に該当するという事だろう。
- 複数のその趣旨とケースにおいては注意してくれという策定委員会の要望とどう調和させるかということだろう。
- 特にとしたら変か。強調されすぎるか。「特に複数の組織に跨る場合には」とすると良いと考える。
- 「特に」と記述することで、その他の一般的な場面も想定して規定することが可能になる。
- 市民の視点にたつてということは素案 20 条に入れられる。
- さらっとかいて「利便性にはこういうケースも含まれる」と逐条解説に書いたほうが良い。

□修正事項 逐条解説でより具体的に説明することとする。また、逐条解説に盛り込む部分は明示することとする。また、素案 30 条の表現が不適切なところがあるので法制で修正する。

■ 31 条～33 条

- ・職員について自治基本条例に入れたいほうがよいのではないかと。入れるにしても、素案 31 条及び素案 32 条についてはここではないのではないかと。素案 33 条は職員という見出しで残せると思う。
- 素案 31 条及び素案 32 条に近い条文を札幌市が「職員の育成」として盛り込んでいる。また、素案 33 条に該当するものを「職員の責務」としている。
- ・素案にある「自ら市民の一員であることを自覚し」ということをどのように捉えるか。意味がわかりづらい。
- 職員も一緒になって街づくりをしていくということと捉えている。入れておいたほうが良いかもしれない。別の言い方で表現できたらよい。市民の視点にたつてと言うより市民と一緒に、ということだ。
- 「一員」という語については素案の文言を尊重するという意味では、そのままの文言でよいのではないかと。議論を呼ぶところであると思われるので、そのままが良いかもしれない。
- ・政策の提案と立案は意味が違うか。
- 提案と言うと第三者的な意味合いが入ってくる。立案と言うと積極的な意味合いが出る。
- ・知識、技能等の「等」は何を意味しているのかわからない。

□修正事項 「職員が市民の視点に立った効率的な事務の執行」とする。29条と30条、31条と32条をそれぞれ1つの条として構成し、それらの共通見出しを「組織運営」とし、33条は見出しを「職員の責務」とする。

■34条～35条

- ・財政情報の内訳の括弧書きはあまりに当然な内容であるので削除している。中期財政計画等は逐条解説でよい。
- ・財政公表は、中身を市民が理解することが重要だ。実質的な市民の見方を考えて講評するべきである。市政への市民の協力が得られれば、公表の効果があつたといえる。

→逐条解説は解釈のサンプルとなると思う。ここまでの条文の流れを考慮すれば、財政公表の裏に市民が自治の自覚を持つこと、といった方向性が感じとることができるように逐条解説を構築できるだろう。

□検討結果 素案原案のとおりとする。

■36条

- ・自分たちに都合の良い評価になってしまってはまずい。

→ここではあくまでもPDCAをまわすことを規定している。

□検討結果 素案原案のとおりとする。

■37条～38条

- ・外部監査制度とはどのようなものか。素案では、必要がなくても進めるものとするということだ。

→監査法人等に監査を依頼するものだ。必要に応じて、ということは、外部監査は義務付けではないので、条例で外部監査制度を作るものだが、その際に必要性の是非も含めて判断するということだ。

→それは今の監査制度に問題があるということか。

→というよりは、内部だけでは不十分で第三者の視点も必要だということだ。現行制度に不備があるという意見ではないと認識している。内部監査も議員選出をはずす流れになっており、外部監査に近いものになっている。

→では、「必要に応じて」でよいのではないか。

□検討結果 素案原案のとおりとする。

■39 条

- ・「法令に基づき」というのはどのようなことを指しているのか。

→公益通報者の保護に関わる法律があるため、規定している。

→書かなくても当然適用されるし、上位法があってもあえて書いていない部分もあるので、書かなくてもよいのではないか。

→法令の規定がここだけ出てくるのは違和感がある。

→法令の規定と書いてあるとかえって混乱する。

→法律で決まっているので、条文がいらぬという見方も出来るが、編集委員会で明確に記載としているものを起草委員会で消すことは不適切だ。

→制度の周知効果を期待することも出来る。

□検討結果 法令への言及を消し、「最大限の配慮をしなければならない。」とする。

■40 条～41 条

- ・住民投票がどれだけ重要なものかの認識が策定委員の間に足りない。二元代表制が機能していれば住民投票は必要ない。二元代表制を改善することが重要ではないか。「実施しなければならない」から「実施することができる」でよいと思う。

→二元代表制を尊重しなければならない。その中で市民の意見を入れていくということだ
と思う。第3 検討部会の中では、発議要件等をここで盛り込むというよりも、付則の中
でいつまでに制度を決めるのかをうたう、という議論があった。

→制度を作らなければ発議できない。ただし、制度構築についての議論は素案 19 条で
は行われていない。

→常設型を想定していると、編集委員会の報告にある。

→常設型とはどのようなものか。

→条件さえ整えばいつでも出来るということである。個別型は論点が出てきたら条例が出
来る。技術的観点からの検討や策定委員の意見に基づき次回も少し議論したい。

■今後のスケジュールについて

- ・11 月 18 日調整部会では、素案のたたき台を委員長が説明（約 1.5 時間）
- ・18 日にたたき台を示して、それに対して部会から質問がでてでも対応できない。18 日以
降は、どうしてもたたき台に意見がでてくるのではないか。

- まずは、見守ってくれと運営調整部会で訴えてはどうか。それと12月17日の素案確定を前倒して12月の上旬としてはどうか。
- 部会の検討を止めることはできないだろうが、意見は素案が固まったところで聴取するとしてはどうか、受け止める準備ができないだろう。
- やはり、素案が確定したところで意見をもらったほうがいい。
- 委員長が運営調整部会で説明、伝達は事務局、各部会での検討はいいが、意見を聴取するからどうぞというまで、持っていてほしいとしてはどうか。

□検討結果 次回、今後のスケジュールを整理することとする。

以上